

第73回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年5月18日(木) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年5月18日(木) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年5月18日(木) 午後3時02分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席35名 欠席 5名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	欠席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	欠席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	欠席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	欠席

- 6 農業委員以外の出席者
事務局 参事 箕浦 勝宏 課長 佐藤 孝司 課長補佐 今村 正樹
係長 竹田 了久 副主査 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 転用事業計画変更承認申請について
 - (5) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5) 農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について
- (1) 平成29年度事業について
 - (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

19番：佐藤 康彦 21番：藤原 秀正

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第
73回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。19番 佐藤 康彦委員、21
番、藤原 秀正委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いし
ます。

竹田係長 (議案訂正等の説明)

議 長 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等(1)
農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1ページ前回保留1番は、5月15日付けで取下げとなりました。

本申請は、申請地が公道に面しておらず、取得後の農地としての利用につ
いて疑義があることから保留としていたものです。

2番、受人は菅野に居住し、約96アールの農地を耕作する農業者で、増

反により菅野の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は松尾に居住し、約40アールの農地を耕作する農業者で、増反により今岡の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は野田三丁目に居住し、世帯で約42アールの農地を耕作していますが、経営移譲により同居の父親から日吉町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番は、5月8日付けで取下げとなりました。

6番、受人は首部に居住し、約54アールの農地を耕作する農業者で、増反により首部の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から6番までの6件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、1番と5番の2件を除き、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 前回保留7番、受人は玉野市迫間に居住し、約98アールの農地を耕作していますが、増反により、現耕作地周辺にある上高田の田を取得しようとするものです。なお受人は北区に耕作地があり、上高田に居住地を移す予定です。

本申請は、過去に3条取得をした農地の適切な利用が図られておらず、保留となっていたものですが、耕作地の現地調査をしたところ、草刈り等改善の状況は見られるものの、まだ不十分であることから、協議会では再度保留の意見となっています。

8番、受人は新庄下に居住し、約64アールの農地を耕作していますが、増反により新庄上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は新庄下に居住し、約58アールの農地を耕作していますが、増反により新庄下の田を5年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は三手に居住し、約59アールの農地を耕作していますが、耕作中の三手の田について、共有者の持ち分を受贈により取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番と12番は受人が同じですので同時に説明します。受人は高松稲荷に居住し、約17アールの農地を耕作していますが、増反により11番では平山の田を取得し、12番では小山の田を3年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は撫川に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は平山に居住し、約96アールの農地を耕作していますが、

増反により平山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は河原に居住し、約89アールの農地を耕作していますが、増反により河原の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 7番から15番までの9件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、7番は保留意見、他の8件はいずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 16番は、5月9日付けで取下げとなりました。

17番、受人は建部町土師方に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により建部町土師方の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は建部町建部上に居住し、約58アールの農地を耕作していますが、増反により建部町土師方の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 16番から18番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、取下げの1件を除き、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 19番と21番は同時申請ですので併せて説明します。受人は曾根に居住していますが、19番では藤田の田を、21番では彦崎の田をそれぞれ取得し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は箕島に居住し、約1.6ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により箕島の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 19番から21番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区21番までの21件の内、1番、5番、16番が取下げで、7番を保留とし、その4件を除く17件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 4ページ1番、転用目的は一時転用の貸露天駐車場で、転用期間は許可日から3年間です。申請地周辺は、近隣にある国立病院の関係者の駐車場が多数ありますが、病棟の増築もあり、利用者数が年々増え、路上駐車が増えていることから、駐車場利用の要望があったため、病院近接の申請地を貸露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、5条申請4番と同一案件です。転用目的は農家住宅の附属屋及び農業用倉庫の増築です。また平成29年5月12日に農振除外済みの案件です。

申請人と5条の受人は親子で、息子は辰巳の借家に家族3人で住んでいます。子供が成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったことや、今後の農業の引き継ぎも考慮し、宅地隣接の申請地に農家住宅の附属屋及び農業用倉庫を息子夫婦と共有で増築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、既存の宅地の隣接地であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番2番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 3番、転用目的は太陽光発電設備の設置です。申請人は跡取りがないことに加え、高齢となり農地を続けるのが困難で、今後の草刈り費用と固定資産税などの金銭面の負担を軽減するため、申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 3番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 4番、転用目的は一時転用の貸露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。北区辰巳で運送業を主な事業とする株式会社TKSは、申請地東

側約200メートルの場所に露天駐車場を借りていますが、事業拡大により業務車両の駐車場が不足しています。このため現駐車場に近く業務上都合の良い申請地を露天駐車場として借りようと考え、転用は所有者が行い貸し付けるものです。

農地区分は、福田地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 4番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）は、中・中央地区1番から南区4番までの4件とも許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 5ページ1番、転用目的は自己住宅です。平成29年5月12日に農振除外済みの案件です。申請人は倉敷市の借家に家族4人で住んでいますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え手狭になったため、実家に近い父の所有の申請地に、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は露天駐車場です。平成29年5月12日に農振除外済みの案件です。申請人は中区中島に事務所を置き、林業を営んでおり、申請地隣接地を倉庫として利用していますが、従業員・下請け業者の駐車場や重機置場が不足しているため、申請地を取得し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、インター入口から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は露天資材置場です。平成29年5月12日に農振除外済みの案件です。申請人は、学南町二丁目で土木建設業を営んでいますが、資材の量が増え、現在使用している事務所敷地では手狭となったため、現場に行き来しやすい申請地を取得し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、4条申請2番と同一案件です。転用目的は農家住宅の附属屋及び農業用倉庫の増築です。また平成29年5月12日に農振除外済みの案件です。

申請人と4条申請人は親子であり、受人夫婦は辰巳の借家に家族3人で住んでいますが子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったことや、今後の農業の引き継ぎも考慮し、宅地隣接の申請地に農家住宅の附属屋及び農業用倉庫を母親と共有で増築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、既存の宅地の隣接地であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から4番までの4件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 5番、転用目的は農業用通路です。申請人は耕作している田へ入る里道が狭く不便なため、拡幅のために里道沿いの申請地を所有権移転し、農業用通路に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は露天駐車場です。平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請人は北区今保にある協同組合ですが、組合員の駐車場が不足しているため、隣接する申請地を所有権移転し、駐車場を拡張するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は露天駐車場です。平成29年5月12日付けで農振除外済の案件です。申請人は北区東山内にある宗教法人ですが、駐車場が不足しているため、隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場にするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は露天駐車場です。申請人は北区庭瀬に居住していますが、3人の子供が成長し、それぞれ車が必要になりましたが駐車スペースがないため、自宅に近い申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は貸露天資材置場です。申請人は井原市美星町に本店を置く土木建設会社の代表取締役ですが、土木工事を行った際の端材の一時保管場所がないため、会社のリサイクルセンター近隣の申請地を法人代表者が取得し、露天資材置場にして、会社に貸し付けようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 5番から9番までの5件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 10番、転用目的は露天資材置場です。受人は建設業を営んでおり、工事の受注量の増加に伴い、会社近くの資材置場が不足するようになったため、隣接の申請地を取得し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、JR金川駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

1 1 番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。受人は特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人で、敷地内に新たに施設を建設するに当たり、敷地内にあった職員駐車場が確保できなくなったため、近隣地に職員駐車場を確保しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 1 0 番・1 1 番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 1 2 番、転用目的は自己住宅です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。申請人は北区昭和町の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家や農地に隣接し、妻の父が経営する農園を手伝ったりできる妻の父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

1 3 番、転用目的は自己住宅です。申請人は万倍の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、藤田の実家に近い申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、藤田地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

1 4 番、転用目的は自己住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は現在、万倍の実家に両親、兄夫婦、妹家族の9人で居住していますが、住居が手狭なため、今後の農地の管理を考慮し、農地近接の父

所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には両親、兄夫婦、妹家族が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがある以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番から18番までの4件は同じ地域に関連がありますので同時に説明します。いずれも平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。順番が前後しますが、16番から説明します。

16番、申請人は不動産業を営んでいますが、所有していたアパートが都市計画道路平井神崎線の計画区域内にあり立ち退くこととなったため、同規模のアパートを建築でき、かつ経営の観点から教育施設、道路事情等により十分に入居需要が見込まれる申請地を所有権移転し、共同住宅兼貸事務所を建築しようとするものです。

15番、17番、18番の3件は、いずれも建設業を営む事業者による露天資材置場への転用です。なお三者は、18番の受人が元請けで、17番の受人が下請け、15番の受人が孫請けの関係にあります。三者は中区東山4丁目にそれぞれ露天資材置場を借りて建設業を営んでいますが、その資材置場が東山斎場の新築工事のための資材置場として使用されることとなり、移転が必要となったものです。

15番、申請人はほとんどが17番受人の下請けのため、今まで同様に同社の資材置場近隣に資材置場があることが業務上不可欠です。また泥土改良許可業者の下請けもしている関係からも資材置場を至急確保する必要があり、申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

17番、申請人は大部分の18番受人の下請けを含め、南区内の工事を受注しており、今後も引き続き南区内での受注が見込まれることや、事業本部のある中区倉田からの交通状況など業務上都合の良い点を考慮し、申請地を所有権移転して、露天資材置場に転用しようとするものです。

18番、申請人は全市内において入札に応札可能で、事業上必要な規模の資材置場が確保でき、車両の搬入出に支障がないことや、中区倉田の本社からの交通状況、また南区では外環状線等の工事が発注される予定があることなどから申請地を適地と判断し、これを取得して、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番と20番は、同じ地域ですのであわせて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

19番、申請人は郡の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、大福の実家に近く、また早島町の勤務地にも近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は箕島の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、箕島の実家に近く協力して生活でき、また子供の通園に便利で生活環境の変わらない申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は有料老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業施設です。平成28年12月に農振除外済の案件です。申請人は浦安南町に主たる事務所を置き、老人介護福祉事業を営んでいます。現在、介護施設を運営していますが、高齢者の増加から更なる事業の必要を感じ、運営している介護施設隣接の申請地を所有権移転し、有料老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業施設を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、転用目的は仮設露天駐車場の一時転用です。申請人は、当新田に主たる事務所を置き、建設業を営んでいます。現在浦安南町に保育所を建築するため工事を行っており、工事に従事する従業員の駐車場を確保していましたが、現状では駐車場が不足するため、建設地に近く便利の良い申請地に賃借権を設定し、工事期間中の仮設露天駐車場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は平成29年5月20日から平成30年2月28日までです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、

転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、転用目的は露天資材置場の敷地拡張です。平成12年に農振は除外済みです。申請人は倉敷市北畝に主たる事務所を置き、建設業・運送業を主な事業としています。現在、申請地の隣接地を資材置場として使用していますが、資材の量が増え、置場が不足しているため、隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場を拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、既存施設の拡張に該当し、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は店舗および給油所です。申請人は、香川県観音寺市に主たる事務所を置き、石油販売業を主な事業としています。申請地は付近に多くの住宅があり、また国道に面していることなどの利用の利便性から十分に需要が見込まれると判断し、これを取得して、店舗および給油所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、事業の内容から妥当な面積と考えます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 12番から24番までの13件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区24番までの24件全件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

なお南区24番の案件は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、5月26日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等（４）転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 ８ページ１番、当初転用者は平成２８年１２月８日付けで自己住宅を建築するため転用許可を受けましたが、離婚することになり、やむをえず計画を取り止めたものです。承継者は今保の借家に家族３人で居住していますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になったため、妻の実家に近く、子どもの面倒を見てもらったり、親の手伝いをするのに便利な申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 １番について審議したところ、事務局説明のとおりであり、承認意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（４）の１件は承認と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（５）農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 ９ページ１番２番は同じ賃貸人からの解除申請です。もともと御崎宮所有で現在は氏子の代表者２名の名義で登記している農地です。耕作者とされている１番２番の２名はかつて耕作されていた方で、現在は相続も発生しており、長年不耕作の状態です。

賃借人の相続人や関係者の調査を行った結果、御崎宮の農地の管理を氏子の代表が行ってきたものであり、賃貸借契約に基づくものではないと判断されましたので、職権により台帳の貸借の情報を抹消しました。

このため、申請については、２件とも５月１６日付けで取下げとなっています。

議 長 事務局説明のとおり、取下げということです。

議 長 次に申請等（６）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 １０ページ中・中央地区１番から１６ページ南区１６番までの１６件で、権利取得の事由は、すべて相続で、権利の種類は１２番が賃借権で、他はすべて所有権、内容をご覧のとおりです。なお１番と１１番はあっせん希望がありますので、内容を確認の上、担当委員と協議します。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の１６件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届は、１７ページ１番から８番までの８件で、転用目的は、共同住宅３件、露天駐車場２件、敷地拡張２件、自己住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届は、１９ページ１番から１０番までの１０件で、転用目的は、店舗１件、露天駐車場２件、自己住宅２件、通路等２件、分譲住宅地２件、事務所１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、２０ページ１番から２２ページ１３番までの１３件です。解約理由は耕作目的で９件、転用目的で４件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、２３ページ１番から３番までの３件で、農業用資材置場及び通路が１件、農業用通路が２件です。

次に報告（５）農地改良届は、２４ページ１番から４番までの４件で、目的は、果樹園１件、普通野菜畑３件です。

議 長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

- 事務局 (1) 下限面積の見直しについて、地区協議会で一定の案を出していただいた。調整が必要な地域もあり、6月総会で決定する予定。
(2) 平成29年度の活動計画(案)・事業計画(案)について説明し、原案のとおり承認された。
(3) 平成28年度の農地関係処理件数、農業者年金処理状況を報告した。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 ①次回総会予定(6月19日(月)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。
ございました。

閉会 午後3時02分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員